

令和7年度 やまぐち政労使会議 議事概要

- 1 開催日 令和8年3月24日（火）10：15～10：45
- 2 会場 山口県庁4階 共用第一会議室
- 3 内容 メインテーマ 「賃金引上げに向けた取組」
サブテーマ 「若者に選ばれる雇用環境の整備」

【山口労働局 鈴木局長】

山口労働局からは、「賃金引上げ」に向けた厚生労働省の取組を中心に説明する。

「山口労働局作成資料」4ページ、賃上げを起点とした好循環のイメージを記載している。好循環が動き出しつつある中、こうした動きを持続させるため、2026年の賃上げが重要だと認識している。

資料5ページ、6ページ、山口県の名目賃金指数及び実質賃金指数の増減率、山口県最低賃金の推移を記載している。令和7年の山口県最低賃金は、過去最高の64円の引上げ額となったが、県内の事業所規模5人以上を対象とした毎月勤労統計調査では、令和7年の実質賃金はマイナス幅が縮小されたとはいえ、4期連続のマイナスとなっている。

資料7ページ、昨年度、県内中心企業の賃上げ事例をまとめた山口県版の賃上げ取組事例集を作成したが、今年度も、県内企業9社の賃上げ事例をまとめた第2版を作成した。今後、県内に広く周知を図っていくこととしている。

資料8ページ、先般政府においてとりまとめた総合経済対策のうち、賃上げ環境の整備に関する施策を紹介する。生産性向上支援、価格転嫁等の取引適正化など、賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員することとしている。

資料9ページ、「賃金引上げ」に向けた厚生労働省の支援施策を紹介する。労働局としては、「賃上げ支援助成金パッケージ」による中小・小規模企業の支援に取り組んでいる。特に、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、最高600万円まで助成する業務改善助成金や非正規労働者の待遇改善を支援するキャリアアップ助成金の活用促進ほか、非正規雇用労働者の処遇を改善させる同一労働同一賃金の遵守徹底を図るための周知指導にも注力しているところである。

資料10ページ、リ・スキリングに関する国民運動について紹介する。リ・スキリングの重要性への一層の理解促進のため、令和8年度からの3年間を集中実施期間とした国民運動を展開する予定である。労使の皆様との連携により、地域の先進的な取組の紹介などを行うことで、機運醸成につなげたいと考えているので、ご協力をお願いします。

【山口県 村岡知事】

一昨年(2021年)の3月、この「やまぐち政労使会議」において、持続的な賃上げの実現に向けた共同宣言を行って以降、本県の経済を支えておられる関係の皆様方がそれぞれに宣言の実現に向けて精力的に取り組まれてきたことに対し、心より感謝申し上げます。

さて、本県においては、経済活動や地域社会等に深刻な影響を及ぼす人口減少への対応が県政の最重要課題となっており、その克服に向けては、この会議のテーマである「賃金の引上げ」や、「若者に選ばれる雇用環境の整備」などに対応することが不可欠であり、県でも様々な取組を進めている。

具体的には、若い世代の所得向上に向けて、初任給や若年層の賃金引き上げを実施した中小企業に対し、最大100万円の奨励金を支給するとともに、賃上げの原資となる収益力の向上に向け、中小企業のデジタル化や省力化の取組を支援するほか、適正な価格転嫁に向け、「パートナーシップ構築宣言」の普及啓発や「取引かけこみ寺」による相談対応などに取り組んでいる。

賃上げ奨励金を支給した450社余りの多くは比較的規模が小さく、支援がなければ賃上げが困難な事業者の取組を後押しできたものと考えているが、長引く物価高騰の中、物価上昇を上回る賃金上昇を幅広く普及・定着させるには、中小企業等における取組を一層促進することが重要である。

このため、新年度においては、賃上げの裾野拡大に向け、賃上げ奨励金について、若年層を重点支援しつつ、対象を全年齢の常勤雇用やパート労働者に拡大し、限度額も3倍の300万円まで引き上げるとともに、県内中小企業における正規社員への転換促進に向けた奨励金の創設や生産性向上に資する新たな設備導入を支援するなど、持続的な賃上げ環境の整備に向けてより一層取り組んでいく。

また、若者は、賃金など待遇面の充実やワークライフバランスを実現できる職場環境だけでなく、一人ひとりが成長を実感できる、やりがいのある職場を望んでいることを踏まえ、新たに「働きがい」を高める職場づくりにも取り組むこととしている。

県としては、今後とも、本県での持続的な賃上げ環境の整備に向けて、賃上げ等につながる企業の前向きな取組を力強く後押ししていくので、皆様方には引き続き御尽力をいただくよう、よろしく願います。

【連合山口 中元会長】

メインテーマの賃上げに向けた取組について発言させていただく。

今年の春闘であるが、先週の18日に大手の山場を迎え、大企業を中心に回答があり、産業によって違いはあるものの、多くの組合で昨年に引き続き高い水準での賃上げが実現しており、連合としては一安心している。

しかしながら、こうした水準が、上がり続ける物価に追いついているのか、今後、慎重に検証し、見極めて対策を打っていく必要があるだろうと考えている。

また、日本の経済を好転させて、賃金も経済も物価も上がっていく巡行軌道に乗せていくためには、賃金の上昇の流れを大手だけでなく、世の中全体に波及をさせて経済の好循環を図っていくことが重要だと考えている。そのためには、これから本格的な交渉に入る県内の雇用労働者の7割、8割以上を占める中小零細企業の賃上げが鍵となる。これを実現するための一番の課題については、価格転嫁と適正取引にあると考えている。

大企業から中小・小規模零細企業まで、商取引の各段階で労務費を含む価格転嫁が確実に行われ、取引先の企業において賃上げ原資を確保することは基より、政労使がそれぞれの立場から関係団体、企業、労働者にその取り組みの意味と意義、必要性を訴えて、主導していかなくてはいけないと考えている。

この度の春闘において、日本経済や県内経済の状況に対する危機感、それから賃上げの必要性については、政労使ともに立場を超えて認識は一致していると考えている。

課題解決に向け、単に難しいと切り捨てるのではなく、どうすれば実現できるのか、労使で積極的に、徹底的に話し合う未来志向の春闘にしていきたいと考えている。

皆様方の御理解と将来を見据えた御英断をお願いする。

【山口県経営者協会 宮本専務理事】

賃上げに関してであるが、協会では、ここ数年の高い水準の賃上げを更に定着させる必要があるとの認識のもと、会員企業に対し賃上げへの積極的な対応を求めているが、中小企業にあっては、厳しい経営環境に加え、賃上げ疲れや足元の原材料価格の上昇も懸念されていることから、支払い能力を踏まえた自社に適した賃上げの実施を呼びかけているところである。

また、持続的な賃上げに不可欠な生産性向上や適切な価格転嫁に向けて、今後、県や国において講じていただいている各種支援制度の積極的な活用や本年1月施行のいわゆる取適法の周知徹底を図っていく。特に価格転嫁に関しては、いわゆるBtoCが取引の中心である会員企業も少なくないことから、消費者の理解促進を図るための周知啓発活動の強化が重要であると考えている。

まずは、行政が中心となって取り組んでいただくことを期待するものであるが、協会としても政労使の一員として協力して取り組んで参る所存である。

次に、若者に選ばれる雇用環境の整備についてであるが、近年の若者は、先ほど知事の話にもあったとおり、収入やワークライフバランスに加えて、希望するキャリア形成や自己実現が可能な企業を求めているとされている。このため、こうした多様化する若者の就労感や仕事に対する意識に的確に対応した職場づくりが行われるよう働き方改革やリ・スキリングを含むリカレント教育などの推進を図って働きやすく働きがいのある雇用環境整備に取り組んでいく。県や労働局の引き続きの支援をお願いする。

【山口県商工会議所連合会 嶋本専務理事】

中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けて取組に関して、意見を述べさせていただく。

ここ数年は、賃上げの定着に関して、中小企業への波及が課題という風に言われ続けているが、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資を確保するためには、適正な価格転嫁の実現と自らの努力による生産性の向上が必要となる。

そのため、県内の各商工会議所においては、価格交渉の実務セミナー、デジタル化による生産性向上セミナーや先進企業の視察などを行っているところであるが、セミナーの参加者、特に、小規模事業者からは、賃上げ疲れや賃上げ余力の枯渇といった発言があったり、月給の引き上げを一時金で調整するしかないといった相談を受けたりもする。

業務改善助成金や中小企業向け賃金促進税制など多くの支援策を実施していただいているが、原材料やエネルギー価格の高騰の影響を受けやすい小規模事業者からは、少しハードルが高いといった声も聞くところである。

また、昨今の国際情勢の不安定化による影響が、これから出てくることも懸念されるので、支援策の効果を今一度、検証していただくようお願いする。

次に、若者に選ばれる雇用環境の整備についてであるが、最近では、高校生や大学生に県内企業の情報がなかなか伝わっていないという現状を打破するために、県内の各商工会議所において、企業が高校の進路研究の企画に参加して、直接、高校生と交流したり、大学生が課題解決型学習として企業と一緒に商談会に参加したりといったこれまでの就職フェアなどよりも一歩踏み込んだ取組を始めているところである。

価値観やライフスタイルが多様化する中で、これをやれば期待していたとおりの結果が出るという対策が見当たらないのが実情ではあるが、企業の知名度とイメージのアップに繋がる取組を後押しして参りたいと考えているところである。

【山口県商工会連合会 藏藤専務理事】

商工会地域の中小企業、小規模事業者の賃上げや価格転嫁の実情などを紹介させていただく。

令和7年の賃上げ状況であるが、6割の事業者が賃上げを実施しており、賃上げ理由としては、「最低賃金を下回っていた」が一番多く、次に、「社員のモチベーションアップ」、「人材の確保」、「物価上昇への対応」が続いているところである。

反面、賃上げを実施していない事業者にあっては、「物価上昇により人件費以外のコストが増加している」ことや「業績が回復せず賃上げの原資がない」といったことを6割強の事業者が挙げており、賃上げは依然として厳しい状況にあることが伺えるところである。

また、労務費の価格転嫁については、3割以下の転嫁率となっている事業者が6割弱である一方で、4割以上の転嫁率で、ある程度転嫁が進んでいる事業者が4割程度とな

っている。その中で、7割以上転嫁しているとした事業者は、1割程度しかない状況であり依然として価格転嫁が厳しい状況と考えている。

商工会としては、こうした実情を踏まえて、賃上げの原資確保に向けて、国や県の支援策を積極的に活用できるよう事業者を支援していきたいと考えている。

ただ、申請について、「複雑、期間が短い」といった声が事業者から聞かれるので、それについては、実務面、運営面において簡素化ができるところはしていただければと考えている。また、事業者自らが業務効率化や生産性向上に取り組めるよう商工会の支援体制を強化して、事業者のデジタル化を強力に進めていく。

県連・商工会としては、こうした取組を組織一丸となって進め、商工会地域の事業者の持続的な賃上げが実現できるよう引き続き支援していく。

【山口県中小企業団体中央会 坂本専務理事】

中小・小規模事業者の賃上げのためには、当然ながら原資となる収益の確保、そのための価格転嫁と生産性向上、省力化が必要となってくる。

中央会ではこれまで、価格転嫁の促進に向けて年2回の価格転嫁・賃上げ調査、あるいは、価格交渉講習会、セミナーの開催、専門家の派遣、更には国や県の賃上げ施策の周知などに取組んできたところである。

また、生産性向上、省力化については、国のものづくり補助金、省力化等補助金の地域事務局として、申請支援、フォローアップを行うとともに、デジタル化の促進などの支援を行っているところである。

しかしながら、今年1月に会員企業に対し実施した調査では、直近1年間に従業員の賃金を引き上げた事業所は、76%にとどまっている。また、引き上げ額の平均改定率も2%から3%未満が最も多く、3%以上の賃金改定率で行った事業者は、22%にとどまっている。前年は、3%以上の賃金改定率で行ったということが48%あったので、大きく減少している状況である。

価格転嫁、原材料・エネルギー価格、人件費の上昇に追いついていない、収益が回復していないという状況で、県内中小・小規模事業者の賃上げは、こうした状況にとどまっていると考えている。

価格転嫁、生産性向上、省力化の促進を行わなければならないということで、国、県の非常に多くの施策をとっていただいております、これからも、それらの活用も含めて政労使の皆さんと一緒に、中小事業者の支援を強めていかなければならないと考えているが、せっかくの機会であるので、一つだけ行政の皆さまに支援に当たってのお願いをさせていただく。

国の「生産性向上・省力化促進」のための補助金についてであるが、給与支給総額が何%以上増加すること、あるいは、地域最低賃金より何十円以上の水準に引き上げることなどを要件とした補助金となって、それが達成できなければ返還させるという条件が

ある。設備投資によって、賃上げを行うという計画は、当然ながら必要であるが、要件とした引き上げ率が達成できなければ、返還しなければならないということが、企業の皆さまに聞くと、ここが申請を躊躇させる、申請できないという声を聞くところである。結果的に賃上げに向けた投資が行われず、あるいは、補助金を活用されないということになってしまう。手続きの簡素化や補助率の引き上げなどを含めて、中小・小規模事業者が活用しやすい補助制度となるよう改善をお願いする。

【中国経済産業局産業部 神田部長】

中国経済産業局作成資料「中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策について」に基づき、3点賃上げに関する取り組みについて説明する。

1点目、資料4ページ以降、下請法改め取適法の概要について説明する。中国経済産業局においても、14名の担当Gメンを配置し、山口県下を含む中国地域で年間600件程度受託企業のヒアリングを行っており、委託事業者の指導に活かしていく。

2点目、資料11ページ、パートナーシップ構築宣言について説明する。これは取引先を大切にすることを出発点として発注者側の企業から宣言いただく取り組みであるが、山口県下では、600社を超える申請をいただいている。宣言いただくと、補助金の審査時における加点等優遇措置が受けられる。また、資料12ページにあるが、パートナーシップ構築宣言をいただいた企業から、取引先を大切に、地域を大切にすること取材し、好事例としてSNSで広報している。山口県下においても下関の事業者を紹介している。

3点目、資料13ページの中小企業省力化投資補助金について説明する。カタログから選ぶカタログ型とオーダーメイドによる一般型を用意している。カタログ型については、例えば工事現場の測量機、飲食店の券売機、スチームオーブンといったところが申請が一番多くいただいている。一般型、カタログ型併せて山口県下で110を超える採択をさせていただいている。引き続き皆様方には、広報への協力をお願いしたい。

【公正取引委員会近畿中国四国事務所中国支所 村重所長】

公正取引委員会作成資料「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」について説明する。

資料1ページ、令和4年以降、価格転嫁の進捗具合を確認する特別調査を全国規模で実施している。令和7年度の特別調査では、中小企業間のサプライチェーンの深い層での価格転嫁が十分に進んでいないことが伺われた。

資料2ページ、価格協議の場において、明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法で禁じる優越的地位の濫用として問題となるおそれがあると明確化している。また、令和5年には労務費転嫁指針を公表した。これは、労務費の転嫁に関して発注者、受注者がとるべき行動指針である。

資料3ページ以降は、令和7年度の特別調査結果を記載している。資料4ページ左側

のグラフは、全国における労務費転嫁指針の認知度を示している。今回の調査では、認知度が約6割であり、昨年度より増加した。右側のグラフは、労務費転嫁指針を知っている事業者のほうが知らなかった事業者よりも労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向にあることがより鮮明になったことを示している。

資料9ページ、適正な価格転嫁の今後の取組として、労務費転嫁指針の普及、啓発を引き続き周知する、令和8年度においても特別調査を実施することとしている。

資料10ページ、下請法を改正し、取適法となった。協議に応じない一方的な代金決定が禁止行為に追加された。この規定については、特に広く周知していく。